

特別養護老人ホーム等の施設及び嘱託医(配置医師)等の状況の報告方法等フローチャート

注) 電子申請の報告方法については、「インターネットによる特別養護老人ホーム等の施設の状況及び配置医師等調査の報告方法（栃木県電子申請システムの利用方法）」（以下「マニュアル」という）を御覧ください。

◎新しい施設の方

マニュアルの1～3に従って、御報告をお願いします。

◎既に御報告いただいている施設の方

